

みんなの力で、もっとうれしい京都府へ。

受動喫煙対策推進
マスコット

けむいモン



なくそう！
望まない受動喫煙



京都府広報監

まゆまる

義務違反時には、罰則が科されることがあります。

様々な施設で、**屋内は原則禁煙**です。喫煙可能な飲食店や事業所には「**各種喫煙室が設置**」され、「**標識が掲示**」されています。



20歳未満の方は喫煙可能エリアへは**立入禁止**です。